

## ○沖縄県産業振興基金事業補助金の補助対象経費に関する要綱

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程（平成元年沖縄県告示第602号。以下「規程」という。）第2条第2項の規定により、知事が別に定める経費を次のように定める。

### （戦略的産業育成支援事業）

第1条 規程別表の戦略的産業育成支援事業の対象となる経費は、本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）及びDX、GXの推進や社会課題解決を目的としたソーシャルビジネスの育成・支援事業に要する経費。ただし、土地購入費を除くものとする。

### （エネルギー基盤安定整備事業）

第2条 規程別表のエネルギー基盤安定整備事業の対象となる経費は、本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業に要する経費。ただし、土地購入費を除くものとする。

### （地域産業技術活性化・高度化支援事業）

第3条 規程別表の地域産業技術活性化・高度化支援事業の対象となる経費は、次のとおりとする。

2 地域産業連携支援事業は、産業分類の異なる事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる研究開発事業又は経済循環に資する事業に要する経費。ただし、土地購入費を除くものとする。

3 地域産業支援事業は、地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の実用化に向けた研究開発及び研究成果を活用した新規ビジネスの創出事業、地域産業の育成に寄与すると認められる事業等に要する経費。ただし、土地購入費を除くものとする。

### （技術・情報基盤整備事業）

第4条 規程別表の技術・情報基盤整備事業の対象となる経費は、次のとおりとする。

2 技術・情報基盤施設建設支援事業は、本県の技術集積の低位性を克服し、地域特性を生かした先導的技術開発、技術交流、国際研究協力、人材育成、技術情報提供、普及啓発等を産学官の連携により推進する地域技術基盤となる施設の建設又は管理運営の支援に要する経費。ただし、土地購入費を除くものとする。

3 技術基盤整備事業は、技術の集積又は他産業との連携による高度化又は高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進し、沖縄県全体への波及効果が期待されるものづくり又は生産技術の基盤整備事業に要する経費。ただし、土地購入費を除くものとする。

### （人材育成事業）

第5条 規程別表の人材育成事業の対象となる経費は、各産業のリスクリングや専門人材の育成等を支援する取組や、兼業・副業等の多様な人材の活用を促進する取組等の人材育成・確保事業に要する経費とする。

### （北部地域産業振興事業）

第6条 規程別表の北部地域産業振興事業の対象となる経費は、北部地域（名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。）における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業に要する経費とする。

### 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。